

粕屋町育児等支援サービス(産前・産後ヘルパー) 費用助成のご案内

妊娠中、
自宅安静の指示が出て、
家事や育児が難しい。



出産後、
周りに頼る人がいなくて、
家事や育児を
手伝ってほしい。

粕屋町在住の妊産婦さんを対象に、育児等支援サービス
(産前・産後ヘルパー)の利用に係る費用の一部助成を行います！

まずは、お気軽に
こども家庭センター(粕屋町健康センター内)
粕屋町住民福祉子ども未来課母子保健係
☎092-938-0258 までご相談ください

対象

下記の全ての条件を満たす方

- 1) 妊娠中から産後1年未満の妊産婦
 - 2) 心身の不調等により日中の家事や育児が困難な妊産婦
 - 3) 家事や育児を手伝う支援者がいない妊産婦
- ※妊娠中の利用については、安静指示などのある方に限ります

利用できる期間

・妊娠中から産後1年まで

利用回数および利用時間

- ・1 妊娠・出産あたり 20 回以内 (多胎の場合は 40 回以内)
- ・1 回あたり 2 時間以内、1 日 2 回まで。

利用助成額

- ・一般世帯: 1 時間あたり上限 1,000 円。
- ・非課税世帯・生活保護世帯: 1 時間あたり上限 1,500 円。

※助成の対象となるのは**利用料金のみ**です。課税状況等で助成額が異なります。
サービス利用に係る交通費や駐車場代、諸経費等につきましては、課税状況等に関わらず
自己負担となりますのでご了承ください。

利用の流れ

(1) 利用登録申請

「粕屋町育児等支援サービス利用登録申請書」をご記入の上、粕屋町健康センターに提出してください。現在の健康状態や家事・育児の状況について、お話を伺います。

減免をご希望の方(非課税世帯・生活保護世帯)で、町で課税資料等の確認ができない場合(転入等)は、課税証明書等をご持参ください。

※決定まで 2 週間ほどお時間をいただくことがあります。

※妊娠中に申請をされる場合、安静指示等のない方については基本的に出産後の決定となります。出産後、落ち着かれたら健康センター(092-938-0258)までご連絡ください。

(2) サービスの利用決定

町にて審査後、サービス利用の可否を決定いたします。

利用が決定された方には、「育児等支援サービス補助券」を交付します。

(3) 利用開始

ご希望のサービス事業所に連絡してください。サービス利用にかかった料金は一旦全額負担していただき、後日償還払いにて対応いたします。

(4) 利用料金の償還払い

サービス利用終了後、「粕屋町育児等支援サービス利用費用助成申請書」をご記入の上、

利用日の翌年度 4 月 30 日までに粕屋町健康センター窓口に提出してください。

例) 令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月末までに利用した分(令和 6 年度)

⇒ 令和 7 年 4 月 30 日までに申請

【償還払い申請に必要な書類】

- ・粕屋町育児等サービス利用費用助成申請書
- ・育児等支援サービス補助券
- ・申請者本人確認書類(運転免許証等)
- ・サービスを利用した日付・時間・料金・内容等が分かるもの
- ・領収書原本
- ・振込先の口座が分かるもの(妊産婦本人名義のものに限る)



❀ 粕屋町育児等支援サービス(産前・産後ヘルパー)利用費助成費事業とは ❀

妊娠・子育てに不安や心身の不調等のある妊産婦さんなどに対して、サービスの利用によって日常的な家事・育児の一部を負担することで育児不安や負担の軽減を図る事業です。子育てに対し、もっと自信や喜びを持ってもらうようお手伝いする制度です。

*ヘルパーとは…

様々な困難を抱える人が自宅で暮らし続けていく上で、自宅を訪問し日常的な家事や介助等の援助を行う専門職の事です。

※「お手伝いさん」「家政婦さん」とは異なります。



❀ サービスの内容 ❀

・対象となる方のご自宅での日常生活における家事・育児が対象となります。

(家事に関すること、乳児・きょうだい児の世話、外出の付き添い等に関すること)

・留守宅あるいは保護者不在での赤ちゃん・きょうだい児のみの利用(託児や送迎など)は助成の対象外となります。

	助成対象となるもの(例)	助成対象とならないもの(例)
家事支援	<p>◎日常生活における家事の援助</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡単な調理、乳幼児または家族の準備・片付け ・衣類の洗濯・たたむ・干す・アイロンがけ ・リビング・居間・寝室・台所・トイレ・風呂・洗面所・玄関等の掃除(掃除機をかける、掃き掃除、布団干し等) ・スーパー等での日常的な買い物 ・病院の付き添い <p>など</p>	<p>×特別な手間をかけて行うもの</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手の込んだ食事づくり ・日常着以外の衣類・カーペット等の洗濯 ・日常範囲外の掃除(大掃除等:換気扇・網戸・エアコン・風呂のカビ取り・庭の手入れ・ベランダ掃除 等) ・生活必需品以外の買い物 ・ペットの世話 <p>など</p>
育児支援	<p>◎日常の育児に関すること</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沐浴(入浴)の準備や片づけ・手伝い ・哺乳瓶・洗浄等の授乳の介助 ・おむつ準備や片づけ ・乳幼児・きょうだい児の世話 <p>など</p>	<p>×ヘルパーのみで行うもの・医療行為</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーのみの沐浴・おへその消毒 ・医療的な行為が必要なもの ・きょうだい児だけを連れての外出 ・保護者不在時の託児 <p>など</p>

※事業所により異なる場合があるため、詳しくは事業所にお問い合わせください。